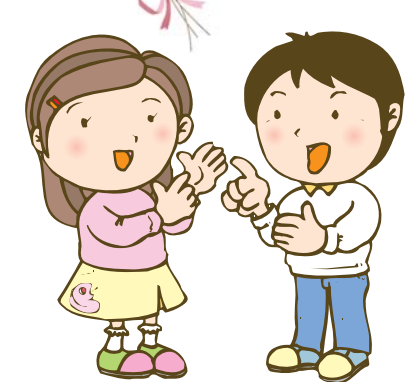


～安心して共に暮らせる社会づくりを～  
**「岡山市手話言語等の普及及び理解の促進に関する条例」を施行しました**



岡山市では、手話を含めて、さまざまなコミュニケーション手段が利用しやすくなるよう、平成30年4月に条例を施行しました。  
この条例の施行により、手話通訳者や要約筆記者などの養成や派遣などをさらに普及させるとともに、障害者週間などの啓発事業を通じて、手話などに対する市民の皆さんへの理解を促進し、障害のある人への情報提供や意思疎通の充実を進めていきます。

**条例のポイント**

**基本理念**

- ①手話等が障害者の生活上必要不可欠であるという理解のもと、障害者とそれ以外の人とが相互に人格及び個性を尊重します。
- ②障害の特性に応じてコミュニケーションを円滑に図る権利は、最大限尊重します。
- ③手話が独自の言語であることを理解します。

**わたしたちの役割**

